

さあ、始めよう！新しい自分



介護職になるあなたへ
エール！

UBE 宇部市
未来を彫刻するまち

新卒

介護職として就職する新卒者を応援！

就職者

▶今年度に養成機関等を卒業し、新卒で市内の介護サービス事業所等に就職する人

※常勤介護職として**2年以上継続して勤務**することが必要です。

助成金

常勤

10万円

転職

新たに介護職へ転職する人を応援！

就職者

▶介護職以外の職を離職し、令和6年度から市内の介護サービス事業所に転職する人

※常勤又は非常勤介護職員として**2年以上継続して勤務**することが必要です。

助成金

常勤

10万円

非常勤

5万円

パート
OK!

復職

過去に介護職で働いていた方で、介護職へ復職する人を応援！

就職者

▶過去に介護職から離職し、1年以上の離職期間を経た後に、令和6年度から市内の介護サービス事業所に復職する人

※常勤又は非常勤介護職員として**2年以上継続して勤務**することが必要です。

助成金

常勤

10万円

非常勤

5万円

パート
OK!

申請方法等詳細は、募集要領をご確認ください。（裏面もご覧ください。）

問い合わせ
申し込み

宇部市介護保険課

〒755-8601 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
電話：0836-34-8396/FAX：0836-22-6026
メール：kaigo@city.ube.yamaguchi.jp

宇部市介護職等就職支援助成金

本市において安定した介護サービスの提供を図るため、市内の介護サービス事業所に介護職として新たに就職する人に対して、就職支援金として助成します。

1 助成対象者

(1) 新卒就職者	令和6年度に養成機関等を卒業（修了）、又はその見込みで市内の介護サービス事業所に常勤介護職として新たに就職する人
(2) 転職就職者	介護職以外の職を離職した者で、令和6年度から市内の事業所で介護職として就労する人
(3) 復職就職者	過去に介護職から離職した者で、1年以上の離職期間を経た後に、令和6年度から市内の事業所で介護職として就労する人

※介護サービス事業所とは、介護保険法（平成9年法律第123号。）に規定する居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、介護予防支援事業所、施設サービスを運営する事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業による指定介護事業所をいう。

※介護職とは
介護サービス事業所で相談及び介護に従事する者をいう。但し、事務員は除くものとする。

2 対象要件

以下の要件をすべて満たすこと

- 市税等市に対する納付金を滞納していないこと。
- 他の同様の主旨の助成制度を利用又は利用する予定がないこと。
- 宇部市暴力団排除条例（平成23年宇部市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと。
- 介護職として市内の介護サービス事業所に2年以上継続して勤務すること

3 募集期間

令和6年6月3日（月曜日）から令和7年3月31日（月曜日）まで

4 申請方法

次に掲げる書類を募集期間内に持参又は郵送で提出すること。

	新卒就職者	転職就職者	復職就職者
①宇部市介護職等就職支援助成金交付申請書（様式第1号）	○	○	○
②宇部市介護職等就職支援助成金卒業予定証明書（様式第2-1号）	○		
③宇部市介護職等就職支援助成金就労予定証明書（様式第2-2号）	○	○	○
④宇部市介護職等就職支援助成金退職証明書（様式第2-3号）		○	○
⑤誓約書（様式第3号）	○	○	○
⑥その他市長が必要と認める書類	必要に応じて提出		

※各様式は、市ウェブサイトからダウンロードできます。



宇部市>市政情報>補助金・助成金>個人対象の補助金・助成金>宇部市介護職等就職支援助成金

※申請の際は、「令和6年度宇部市介護職等就職支援助成制度募集要領」を必ず確認してください。